

# ○泉大津市附属機関設置条例

令和2年2月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、別表に掲げる附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

## 1 市長の附属機関

名称	担当事務
泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金審査委員会	がんばる市民公益活動応援補助金の補助対象事業の審査に関する事務
泉大津市入札等監視委員会	入札及び契約手続についての調査審議並びに入札及び契約の過程に係る再苦情申立ての調査審議に関する事務
泉大津市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務
泉大津市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否及び入所者の入所の継続の要否の判定審査に関する事務
泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務

員会	
泉大津市介護老人福祉施設等事業者選定委員会	介護老人福祉施設等の整備事業者の選定についての審査に関する事務
泉大津市就園支援委員会	障害のある乳幼児の就園に係る支援についての調査審議に関する事務
いずみおおつ健康食育計画推進委員会	いずみおおつ健康食育計画の策定及び推進に必要な事項の調査審議に関する事務

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担当事務
泉大津市就学支援委員会	障害のある幼児、児童又は生徒の就学に係る教育的支援についての調査審議に関する事務
泉大津市スポーツ施設運営委員会	スポーツ施設の管理運営についての調査審議に関する事務